

福岡県社会福祉審議会資料

- 1 福岡県社会福祉審議会の概要…………… P 1
- 2 社会福祉法（抄）…………… P 3
- 3 社会福祉法施行令（抄）…………… P 5
- 4 福岡県社会福祉審議会規則…………… P 6
- 5 福岡県社会福祉審議会運営要領…………… P 10

期日 令和2年8月19日（水）

場所 福岡県中小企業振興センター401会議室

福岡県



福岡県社会福祉審議会の概要

1 目的

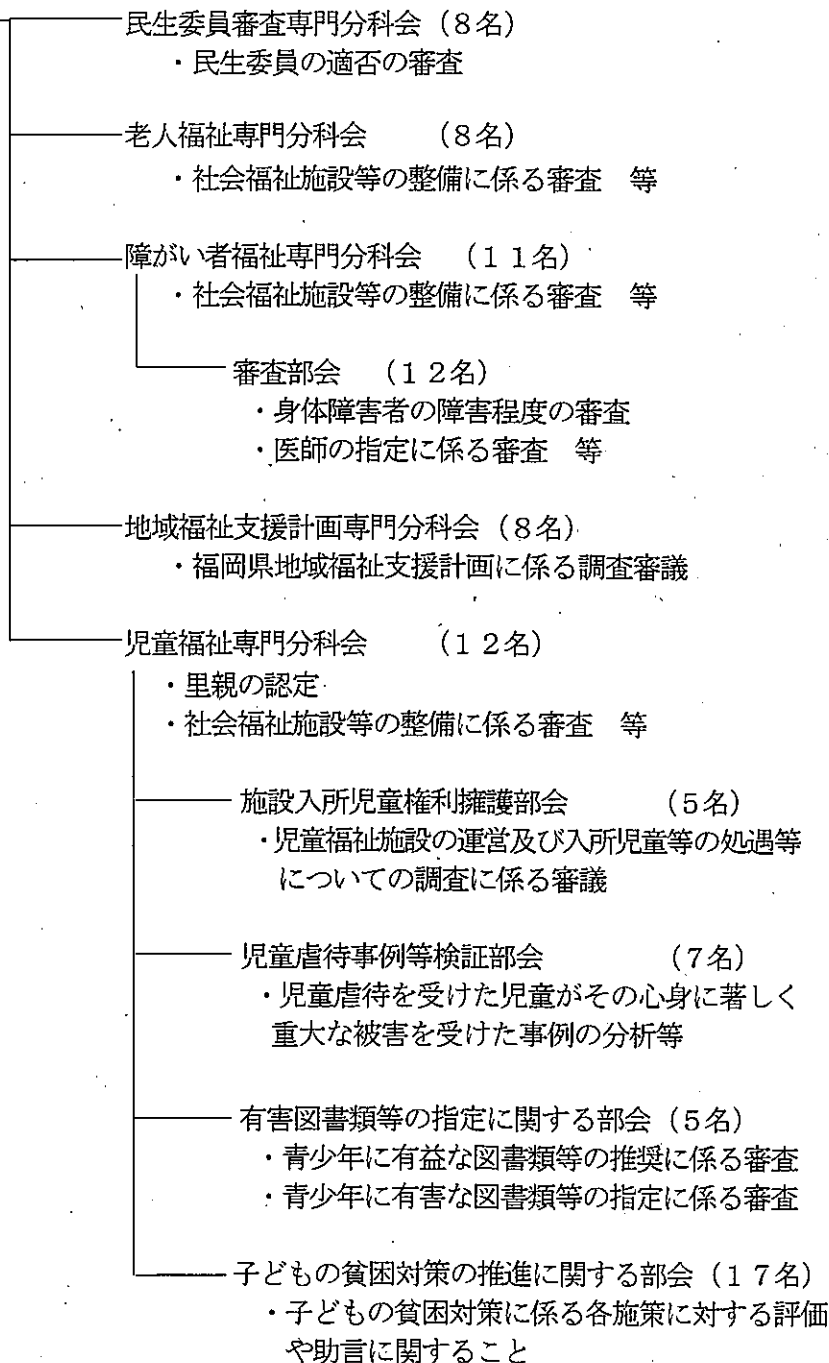
福岡県社会福祉審議会（以下「審議会」という。）は、社会福祉、児童福祉、母子家庭の福祉及び母子保健に関する事項を調査審議することを目的に、社会福祉法第7条第1項の規定に基づき設置されている。

審議会は、県知事の諮問に応え、又は意見を具申するための合議制の機関である。

委員の任期は3年で、補欠の委員の任期は前任者の残任期間である。

2 組織

福岡県社会福祉審議会
(35名)



3 審議会委員の構成

審議会委員は、県議会議員、学識経験者及び社会福祉事業従事者のうちから任命することとなっている。

このうち、学識経験者としては、社会福祉に関する事項を幅広く調査審議するために、大学教授及び社会福祉分野の専門家の外に、弁護士、経済団体、報道機関等幅広い分野から任命している。

※参考1 専門分科会の決議が社会福祉審議会の決議とされているもの

事項	専門分科会	
(1) 社会福祉施設等の整備事業計画に係る調査審議（福岡県社会福祉法人・社会福祉施設等整備審査要綱第3条第1項、第5条）	児童福祉専門分科会 老人福祉専門分科会 障がい者福祉専門分科会	
(2) 芸能、出版物、がん具、遊戯等（児童福祉文化財）の推薦又はその製作者、興行者、販売者等への勧告に係る調査審議（児童福祉法第8条第7項）	児童福祉専門分科会	
(3) 要保護児童等に対する訓戒、指導、里親への委託、児童養護施設等への入所等に係る調査審議（児童福祉法第27条第6項）		
(4) 里親の認定に係る調査審議（児童福祉法施行令第29条）		
(5) 母子福祉資金貸付金及び寡婦福祉資金貸付金の貸付停止決定に係る調査審議（母子及び寡婦福祉法施行令第13条第1項、第38条）		
(6) 青少年に有益な図書類、興行、がん具類又はフィルタリング・ソフトの推奨に係る調査審議（福岡県青少年健全育成条例第10条）		
(7) 携帯電話事業者等の勧告に関する調査審議（福岡県青少年健全育成条例第15条の2）		
(8) 青少年に有害な図書類、興行、広告物又はがん具類の指定に係る調査審議（福岡県青少年健全育成条例第16条～第20条）		
(9) 児童福祉施設（保育所）の設置認可に係る調査審議		
(10) 子どもの貧困対策の推進に係る調査審議に関する事		児童福祉専門分科会
(11) 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第4条第1項に基づく都道府県計画に係る調査審議	老人福祉専門分科会	
(12) 社会福祉施設の設備、運営等に関する基準に係る調査審議	児童福祉施設等 〔・児童福祉法 ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 ・婦人保護法〕	児童福祉専門分科会
	老人福祉施設等 〔・老人福祉法 ・介護保険法〕	老人福祉専門分科会
	障がい者、障がい児福祉施設 〔・障害者総合支援法 ・児童福祉法 ・生活保護法〕	障がい者福祉専門分科会
(13) 民生委員の定数に係る調査審議	民生委員審査専門分科会	
(14) 福岡県地域福祉支援計画に係る調査審議	地域福祉支援計画専門分科会	
(15) その他専門性が高く専門分科会の判断に委ねることが適当と委員長が認めるもの	児童福祉専門分科会 老人福祉専門分科会 障がい者福祉専門分科会	

※参考2 法令の規定により専門分科会等の決議が社会福祉審議会の決議とされているもの

事項	専門分科会
(1) 民生委員の適否の審査に関する調査審議（社会福祉法施行令第2条第3項）	民生委員審査専門分科会
(2) 身体障害者の障害程度の審査に関する調査審議（社会福祉法施行令第3条第3項）	障がい者福祉専門分科会 審査部会

○社会福祉法（抄）

（昭和二十六年法律第四十五号）

（地方社会福祉審議会）

第七条 社会福祉に関する事項(児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。)を調査審議するため、都道府県並びに地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)に社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関(以下「地方社会福祉審議会」という。)を置くものとする。

2 地方社会福祉審議会は、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の監督に属し、その諮問に答え、又は関係行政庁に意見を具申するものとする。

（委員）

第八条 地方社会福祉審議会の委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

（臨時委員）

第九条 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、地方社会福祉審議会に臨時委員を置くことができる。

2 地方社会福祉審議会の臨時委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

（委員長）

第十条 地方社会福祉審議会に委員の互選による委員長一人を置く。委員長は、会務を総理する。

（専門分科会）

第十一条 地方社会福祉審議会に、民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議するため、民生委員審査専門分科会を、身体障害者の福祉に関する事項を調査審議するため、身体障害者福祉専門分科会を置く。

2 地方社会福祉審議会は、前項の事項以外の事項を調査審議するため、必要に応じ、老人福祉専門分科会その他の専門分科会を置くことができる。

(地方社会福祉審議会に関する特例)

第十二条 第七条第一項の規定にかかわらず、都道府県又は指定都市若しくは中核市は、条例で定めるところにより、地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させることができる。

2 前項の規定により地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させる場合においては、前条第一項中「置く」とあるのは、「児童福祉に関する事項を調査審議するため、児童福祉専門分科会を置く」とする。

(政令への委任)

第十三条 この法律で定めるもののほか、地方社会福祉審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

○社会福祉法施行令（抄）

（昭和三十三年政令第百八十五号）

（民生委員審査専門分科会）

第二条 民生委員審査専門分科会に属すべき委員は、当該都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員の選挙権を有する地方社会福祉審議会（法第七条第一項に規定する地方社会福祉審議会をいう。以下同じ。）の委員のうちから、委員長が指名する。

- 2 民生委員審査専門分科会に属する委員がその職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用した場合は、当該委員について、委員長は、前項の規定による指名を取り消すことができる。
- 3 民生委員審査専門分科会の決議は、これをもって地方社会福祉審議会の決議とする。

（審査部会）

第三条 地方社会福祉審議会は、身体障害者の障害程度の審査に関する調査審議のため、身体障害者福祉専門分科会に審査部会を設けるものとする。

- 2 審査部会に属すべき委員及び臨時委員は、身体障害者福祉専門分科会に属する医師たる委員及び臨時委員のうちから、委員長が指名する。
- 3 地方社会福祉審議会は、身体障害者の障害程度に関して諮問を受けたときは、審査部会の決議をもって地方社会福祉審議会の決議とすることができる。

○福岡県社会福祉審議会規則

平成十二年三月三十一日

福岡県規則第六十五号

福岡県社会福祉審議会規則を制定し、ここに公布する。

福岡県社会福祉審議会規則

(趣旨)

第一条 福岡県社会福祉審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営については、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号。以下「法」という。)及び社会福祉法施行令(昭和三十三年政令第百八十五号。以下「政令」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(平一二規則一三一・平一三規則一・一部改正)

(組織)

第二条 審議会は、三十五人以内の委員をもって組織する。

(平二六規則一三・追加)

(副委員長)

第三条 審議会に副委員長を置き、法第八条の委員(以下「委員」という。)のうちから互選する。

2 副委員長は、法第十条の委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(平一二規則一三一・平一三規則一・一部改正、平二六規則一三・旧第二条線下・一部改正)

(臨時委員)

第四条 法第九条第一項の規定により、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くものとする。

(平一二規則一三一・一部改正、平二六規則一三・旧第三条線下・一部改正)

(任期)

第五条 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 臨時委員の任期は、前条の特別の事項の調査審議に要する期間とする。

3 委員及び臨時委員は、再任されることができる。

(平二六規則一三・旧第四条線下)

(会議)

第六条 審議会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員長は、委員の四分の一以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。
- 3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 臨時委員は、法第九条第一項に規定する特別の事項を調査審議する場合には、前二項の適用について委員とみなす。

(平一二規則一三一・一部改正、平二六規則一三・旧第五条線下・一部改正)

(専門分科会)

第七条 審議会に、法第十一条第一項(法第十二条第二項の規定により読み替える場合を含む。)の規定による民生委員審査専門分科会及び児童福祉専門分科会並びに法第十一条第二項の規定による老人福祉専門分科会、障がい者福祉専門分科会(同条第一項の規定による身体障害者福祉専門分科会を兼ねる。)を置くものとする。また、審議会の同意を得て、その他の専門分科会を置くことができる。

- 2 専門分科会に属すべき委員は、審議会の委員のうちから委員長が指名する。
- 3 各専門分科会に専門分科会長及び専門分科会副会長を置き、その専門分科会に属する委員のうちから互選する。
- 4 専門分科会長は、その専門分科会の事務を掌理する。
- 5 専門分科会副会長は、専門分科会長を補佐し、専門分科会長に事故があるとき又は専門分科会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 専門分科会(民生委員審査専門分科会を除く。)の決議は、審議会の同意を得て、審議会の決議とすることができる。
- 7 前条第一項から第四項までの規定は、専門分科会について準用する。この場合において、同条第一項及び第二項中「委員長」とあるのは、「専門分科会長」と読み替えるものとする。

(平一二規則一三一・平一三規則一・平一八規則一四・一部改正、平二六規則一三・旧第六条線下、平二九規則四七・一部改正)

(審査部会)

第八条 障がい者福祉専門分科会に、政令第三条第一項に規定する審査部会を置くものとする。

- 2 審査部会に審査部会長及び審査部会副会長を置き、審査部会に属する委員及び臨時委員のうちから互選する。

- 3 第六条並びに前条第四項及び第五項の規定は、審査部会について準用する。この場合において、第六条第一項及び第二項中「委員長」とあるのは「審査部会長」と、前条第四項中「専門分科会長」とあるのは「審査部会長」と、「その専門分科会」とあるのは「審査部会」と、同条第五項中「専門分科会副会長」とあるのは「審査部会副会長」と、「専門分科会長」とあるのは「審査部会長」と読み替えるものとする。

(平一三規則一・平一八規則一四・一部改正、平二六規則一三・旧第七条繰下・一部改正、平二九規則四七・一部改正)

(部会)

第九条 専門分科会は、特定の事項に関する調査審議のため、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、その専門分科会に属する委員及び臨時委員のうちから、専門分科会長が指名する。

- 3 第六条及び第七条第三項から第六項までの規定は、部会について準用する。この場合において、第六条第一項及び第二項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第七条第三項中「各専門分科会」とあるのは「各部会」と、「専門分科会長」とあるのは「部会長」と、「専門分科会副会長」とあるのは「部会副会長」と、「その専門分科会」とあるのは「その部会」と、「委員」とあるのは「委員及び臨時委員」と、同条第四項中「専門分科会長」とあるのは「部会長」と、「専門分科会」とあるのは「部会」と、同条第五項中「専門分科会副会長」とあるのは「部会副会長」と、「専門分科会長」とあるのは「部会長」と、同条第六項中「専門分科会」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。

(平一八規則一四・追加、平二六規則一三・旧第八条繰下・一部改正)

(庶務)

第十条 審議会の庶務は、福祉労働部福祉総務課において処理する。

(平一八規則一四・旧第八条繰下、平一八規則四六・平二〇規則三八・一部改正、平二六規則一三・旧第九条繰下)

(補則)

第十一条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

(平一八規則一四・旧第九条繰下、平二六規則一三・旧第十条繰下)

附 則

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則(平成一二年規則第一三一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成一三年規則第一号)

この規則は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則(平成一八年規則第一四号)

この規則は、平成十八年三月十七日から施行する。

附 則(平成一八年規則第四六号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則(平成二〇年規則第三八号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則(平成二六年規則第一三号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二九年規則第四七号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十九年十月一日から施行する。
(福岡県行政組織規則の一部改正)
- 2 福岡県行政組織規則(昭和三十四年福岡県規則第六十六号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県社会福祉審議会運営要領

(平成19年5月21日福岡県社会福祉審議会決定)

福岡県社会福祉審議会規則(平成12年福岡県規則第65号)第10条の規定に基づき、この要領を定める。

(会議の公開)

第1条 福岡県社会福祉審議会(以下「審議会」という。)の会議は公開する。ただし、委員長は、会議が次のいずれかに該当する場合は、当該会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

- 一 個人情報に関し審議等を行う会議であって、当該会議を公開することにより特定の個人情報明らかになる場合
- 二 事業情報(法人その他の団体に関する情報をいう。)に関し審議等を行う会議であって、当該会議を公開することにより、当該法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる場合
- 三 審議、検討、調査研究等を行う会議であって、当該会議を公開することにより、当該又は同種の審議、検討、調査研究等に支障を生ずるおそれがある場合
- 四 県の機関又は国等の機関が行う取締り、許可、試験、争訟その他の事務事業に関する情報について審議等を行う会議であって、公開することにより、当該事務事業の実施の目的が失われ、その公正かつ適正な執行に支障を生ずるおそれがある場合又は当該事務事業に関する関係者との信頼関係若しくは協力関係が損なわれ、その円滑な執行に支障を生ずるおそれがある場合
- 五 当該会議を公開することにより、個人の生命、身体、自由、財産等の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を生ずると認められる場合
- 六 法令により会議を公開しないと認められている場合又は法令の定めるところにより公にすることができない情報に関し審議等を行う場合
- 七 会議を公開することにより、審議会の公正かつ円滑な運営に支障を生ずるおそれがあると認められる場合

(公開の方法等)

第2条 審議会の会議の公開は、あらかじめ一定の傍聴席を設け、希望する者に傍聴を認めることにより行うものとする。

- 2 委員長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(会議の周知)

第3条 審議会は、公開する会議の開催について、福岡県庁ホームページへの掲載等の方法により、次の事項をあらかじめ県民に周知するものとする。

- 一 会議の日時
- 二 会議の場所
- 三 議題(案)

(会議録等)

第4条 審議会は、公開とした会議の会議資料及び会議録は公開とする。

2 審議会は、非公開とした会議の会議資料及び会議録は非公開とする。ただし、この場合においては、委員長は、議事要旨を作成し、これを公開するものとする。

3 前二項において、公開することとされた会議資料及び会議録又は議事要旨は、福岡県庁ホームページへの掲載等の方法により公開するものとする。

(準用規定)

第5条 第1条から第4条までの規定は、専門分科会及び部会に準用する。この場合において、第1条、第3条及び第4条中「委員長」とあるのは、分科会にあつては「分科会会長」、部会にあつては「部会会長」と読み替えるものとする。

(雑則)

第6条 この要領の定めるほか、審議会、専門分科会又は部会の会議の公開に関する必要な事項は、それぞれ会長、分科会会長又は部会会長が定める。

